必要書類等確認書【学部生】

この書類は申請フォーム 登録前に記入すること

学生証に記載の 学籍番号(8桁)						申請	者氏名	含								
スカラネットに登録した Eメールアドレス									@)						
スカラネット 受付番号	1	0	6	0	0	5	0	1	_		0	4	_			

- ※「スカラネットに登録した E メールアドレス」および「スカラネット受付番号」は、申請受付結果の確認やスカラネットのパス ワードを忘れた場合に必要となりますので、登録完了後に控えとして記入しておいてください。
- ・「I」~「Ⅲ」の「確認項目」を<mark>順番に確認</mark>し、該当するものに「✔」をして必要書類等を確認してください。
- ・【原本提出】の指示がない書類は、大阪大学 CLE の「必要書類提出フォーム」から提出できます。 【原本提出】の指示がある書類は、各自で用意した封筒(角2)に封入し、「提出封筒貼付用紙」を貼付して 郵送又は各学生センターの提出 BOX に提出してください。
- ・この「必要書類等確認書」は大学へ提出する必要はありませんが、記入内容をもとに大阪大学 CLE「二次採用申請フォーム」を登録し、申請内容に不備が無いよう注意してください。

I.	申請者本人(あなた)	の状況及び	· 《提出書類					
#	確認項目	該当にノ	必要書類名 又は 必要手続き	備考				
1	高等教育修学支援制度(給付 奨学金及び授業料等減免)の 新規申込を希望する		(「スカラネット」への登録後に行う)	高等教育修学支援制度の申込には、 給付奨学金及び授業料等減免の両方の 手続きが必要です。				
2	高等教育修学支援制度の「多 子世帯への授業料等無償化」 の支援を希望する	E	多子世帯への授業料等無償化」は、高等教育修学支持 日本学生支援機構給付奨学金の申請を行うことで「多 この支援を希望する場合は、確認項目1にも √ を入れ	子世帯」への該当有無が審査されます。				
	<mark>貸与奨学金</mark> の新規申込を 希望する	r	人的保証」を選択する場合は、連帯保証人と保証人に選 025~p28 の条件を満たし、「日本国内在住」で「印鑑登 →条件を満たさない場合は「機関保証」を選択してくださ	録をしている」ことを確認してください。				
4	日本国籍を有していない		 (ハ 在留資格・在留期間が記載されたず・『在留カード』(コピー)・『特別永住者証明書』(コピー)・『住民票の写し』【原本提出】 	・「特別永住者」「永住者」は在留期間の記載不要 ・在留期間延長申請中は、延長申請書 類のコピーも必要				
	在留資格が 「家族滞在」である		在留資格が「家族滞在」の場合のみ、上記に加えて 日本の出入国在留管理庁発行の『出入国記録の写し』 【原本提出】	・「出入国記録の写し」は発行に時間が かかるため、至急請求推奨!				
5	2025 年度以前に編入学した		高等学校等の『卒業証書』(コピー) 	・高専出身者は3年生修了年月日が分かるものなら可				
	(2025 年度を含む)		高等学校等卒業後、他大学等に在籍していた場合のみ) 也大学等の入学及び離籍年月日が分かる書類	・複数ある場合(他大学と他大学大学院等)はそれぞれについて必要				
6	2025 年度に編入学した	养	扁入学前の学校の『成績証明書』	・高専出身者は高専教育課程及び 専攻科分も併せて提出必要				
7	満 18 歳となる前日に 児童養護施設等に入所又は 里親による養育を受けていた (又は現在受けている)		いず でででは、 ででは、 でででは、 ででは、 ででは、 ででは、 ででは、 で	 ・①は施設長発行 (阪大ウェブサイトからダウンロード) ・②、③は児童相談所発行 ・スカラネットに登録する生計維持者は「本人(あなた)」(1名)となります。 				
8	あなたが結婚していて、 納税手続きにおいて あなたが配偶者を 扶養している		・あなたの『戸籍謄本』 ・あなたの『令和7年度 課税証明書』 (配偶者控除の適用が分かるもの) ・あなたの『令和7年度 課税証明書』 (扶養控除の適用が分かるもの)	 ・父や母ではなく「あなた自身」が 結婚している場合が該当します。 (あなた自身が「ひとり親」「寡婦」の場合は該当しません。) ・スカラネットに登録する生計維持者は「本人(あなた)」(1名)となります。 				
9	あなたが結婚していて、 あなたは父母ではなく 配偶者に扶養されている		・あなたの『戸籍謄本』 ・配偶者の『令和7年度 課税証明書』 (配偶者控除の適用が分かるもの)	 ・父や母ではなく「あなた自身」が 結婚している場合が該当します。 ・スカラネットに登録する生計維持者は「あなたの配偶者」(1名)となります。 				
10	2026 年1月までに <u>海外</u> <u>渡航(留学等)</u> 予定がある	7.	申請後も採用関係書類の提出などの手続きが必要で 示 <mark>等を見逃さず、滞りなく手続きできる方のみ申請</mark> し	す。海外渡航(留学等)中でも KOAN 掲 ・てください。				
11	<u>休学中又は休学予定</u> がある		・2025年10月1日時点で休学中(休学予定)の場合 →スカラネットの設問「~10月振込分からの支給の停止を希望しますか。」に 「はい」と回答してください。(休学中は奨学金受給不可) ・2025年10月2日以降に休学中(休学予定)の場合 →奨学金申請後に別途、「学籍異動報告フォーム」から報告してください。					

	Ⅱ. 生計維持者(原則 父	母)の確認	! ※必ず一番下の <mark>□</mark> Ⅰ	[-8」「Ⅱ-9」 <mark>まで回答する</mark>
#	確認項目	該当に✔	必要手続き	備考
1	1 ページ目「I-7」又は 「I-8」のいずれかに √ した		下記「 <mark>Ⅱ-8</mark> 」の「本人」に √ を付し、 3 ページ目「Ⅲ-1」以降に回答する	「Ⅱ-2」~「Ⅱ-7」は回答不要
2	! 1 ページ目「I-9」に √ した		下記「 <mark>Ⅱ-8</mark> 」の「 その他()」に √ を付し、 カッコに「 配偶者 」と記入して、 3 ページ目「Ⅲ-1」以降に回答する	「Ⅱ-3」~「Ⅱ-7」は回答不要
3	父*はいない又は意識不明 (※養子縁組による養父や 母の再婚相手は「父」扱い)		左記「Ⅱ-3」に✔した人のみ → 理由を「a」〜「e」から選択する / (複数に該当する場合はすべてに ✔)	「a」〜「e」に該当しない場合は 「父」はあなたの生計維持者なので、 左欄「II-3」の✔を削除してください。
	a 死別又は離婚 [※] (※離婚調停中は下記 b)		「Ⅱ-4」以下の質問に回答する	後日『戸籍謄本』等の証明書類の提出を 求める場合があります。
	離婚調停中、かつ、 b あなたと別居し、あなたへの 日常的な金銭的支援はない		「Ⅱ-4」以下の質問に回答する	後日『弁護士による報告書』等の証明書類 の提出を求める場合があります。
	意識不明*で、 C 意思疎通ができない (※精神疾患を含む)		「Ⅱ-4」以下の質問に回答する	後日『意思疎通ができないことが明記された診断書』等の証明書類の提出を求める場合があります。
	d 行方不明で、警察署等 に届け出ている		「Ⅱ-4」以下の質問に回答する	後日『警察署等による行方不明者届受理 証明』等の証明書類の提出を求める場合 があります。
	e (DV等)から逃れるために別居中		「Ⅱ-4」以下の質問に回答する	後日『公的機関等による家庭内暴力により父と別居していることの証明書』等の 提出を求める場合があります。
4	母*はいない又は意識不明 (※養子縁組による養母や 父の再婚相手は「母」扱い)		左記「Ⅱ-4」に✓した人のみ → 理由を「m」~「q」から選択する ✓ (複数に該当する場合はすべてに ✓)	「m」〜「q」に該当しない場合は 「母」はあなたの生計維持者なので、 左欄「II-4」の✔を削除してください。
	m 死別又は離婚 [※] (※離婚調停中は下記 n)		「Ⅱ-5」以下の質問に回答する	後日『戸籍謄本』等の証明書類の提出を 求める場合があります。
	離婚調停中、かつ、 n あなたと別居し、あなたへの 日常的な金銭的支援はない		「Ⅱ-5」以下の質問に回答する	後日『弁護士による報告書』等の証明書類 の提出を求める場合があります。
	■ 意識不明*で、 ○ 意思疎通ができない (※精神疾患を含む)		「Ⅱ-5」以下の質問に回答する	後日『意思疎通ができないことが明記された診断書』等の証明書類の提出を求める場合があります。
	p 行方不明で、警察署等 に届け出ている		「Ⅱ-5」以下の質問に回答する	後日『警察署等による行方不明者届受理 証明』等の証明書類の提出を求める場合 があります。
	q 保による家庭内暴力 (DV等)から逃れるために別居中		「Ⅱ-5」以下の質問に回答する	後日『公的機関等による家庭内暴力により母と別居していることの証明書』等の 提出を求める場合があります。
5	でかない(文母としいる)		「 <mark>Ⅲ-8</mark> 」の「父」、「 <mark>Ⅲ-9</mark> 」の「母」(逆も可) に √ を付し、3 ページ目以降に回答する	父や母が無職や無収入でも生計維持者 は父母両方の「2名」です。 (「Ⅱ-6」と「Ⅱ-7」は回答不要)
ϵ	「Ⅱ-3」か「Ⅱ-4」の 片方にだけ ~ した (父又は母がいない)		「Ⅱ-3」に √ した人は「 <mark>Ⅱ-8</mark> 」の「母」に ✓ 「Ⅱ-4」に ✓ した人は「 <mark>Ⅱ-8</mark> 」の「父」に ✓ どちらも 3 ページ目以降に回答する	「Ⅱ-7」は回答不要
-	「Ⅱ-4」と「Ⅱ-5」の 「両方に √ した (父母ともいない)		左記「 II-7」に レた人のみ 「x」又は「y」のいずれかに ノ	
	父母に代わりあなたへX日常的な金銭的支援を行っている人がいる		「 <mark>II-8</mark> 」の「その他()」に ぐ し、カッコに あなたを支援する人の続柄を記入して、 3 ページ目「II-1」以降に回答する	
	y あなたを支援する人はいない (上記「x」に該当しない)		「 <mark>Ⅲ-8</mark> 」の「 本人 」に √ を付し、 3 ページ目「Ⅲ-1」以降に回答する	
8	あなたの生計維持者 ① (該当者の□に✔)	口父 口	母 □本人 □その他()	全員入力必須
g	あかたの生計維持者の	口父 口	母 □本人 □その他()	「Ⅱ-5」に✔を付した人は入力必須

【最重要】スカラネット「⑨-家族情報」に登録する生計維持者は、必ず「Ⅱ-8」「Ⅱ-9」と一致させる。

※不一致があった場合は審査の遅れや受付不可又は採用取消の原因になります。

Ш	その他の確認事項及び	是出書類		
#	確認項目	該当に🗸	必要書類名 又は 必要手続き	備考
1	申請日現在で申請者本人が 「自宅外通学」をしている			証明書類は <mark>採用後(12 月又は1月頃)に提出</mark> する(給付・第一種のみ)
	生計維持者❶(「Ⅱ-8」)のマイ ナンバーカードがない	大学には提出しない	生計維持者❶の住民票がある自治体(役所等)で 『マイナンバー記載の住民票の写し』を発行する ※ 日本国内に住民票がない場合は下記の 「Ⅲ-4」「Ⅲ-5」に回答する	「マイナンバー提出用サイト」(『給付奨学金案内』p32、『貸与奨学金案内』p43)の「マイナンバー提出可否の選択」では、左記書類を発行できた人については、「提出できます」を必ず選択すること
	生計維持者❷(「Ⅱ-9」)のマイ ナンバーカードがない	大学には提出しない	生計維持者❷の住民票がある自治体(役所等)で 『マイナンバー記載の住民票の写し』を発行する ※ 日本国内に住民票がない場合は下記の 「Ⅲ-4」「Ⅲ-5」に回答する	
	生計維持者❶(「Ⅱ-8」)は日 本国内に住民票がない		生計維持者●に係る、日本学生支援機構所定の 『マイナンバーに代わる提出書類』	日本学生支援機構 HP からダウンロード
	生計維持者❷(「Ⅱ-9」)は日 本国内に住民票がない		生計維持者❷に係る、日本学生支援機構所定の 『マイナンバーに代わる提出書類』	ロ本子主文法(機構 ロド がりタブノロード (掲載ページは『給付奨学金案内』p31,『貸与奨学 金案内』p42を参照)
6	生計維持者❶(「Ⅱ-8」)は 2025 年 1 月 1 日時点で、 日本国内に住んでいなかった		生計維持者●に係る、 『海外居住者のための収入基準額算出ツール兼申告書』 ※ 上記に加えて、記入した収入・所得や扶養等 について証明する書類も添付必要	申請期限までに書類提出できない場合は、後日、 日本学生支援機構から提出指示があった時点で 個別連絡(KOAN 掲示)にてお知らせしますので、
7	生計維持者❷(「Ⅱ-9」)は 2025 年 1 月 1 日時点で、 日本国内に住んでいなかった		生計維持者❷に係る、 『海外居住者のための収入基準額算出ツール兼申告書』 ※ 上記に加えて、記入した収入・所得や扶養等 について証明する書類も添付必要	連絡があり次第速やかに提出できるようご準備ください。
8	2025 年1月1日~2025年 8 月 31 日の期間に生計維持 者●または❷に「新たに生ま れた子等」(出生による実子、 里親委託による里子、特別養 子縁組による特別養子)がいる		下記①と②の 両方【原本提出】 ① 「『新たに生まれた子等』の数の申告書(第2版)」 ② 公的証明書類の写し等 (①に記載されたケース「ア」~「ウ」)	①は本学ウェブサイトからダウンロード
9	2025 年1月1日〜2025 年 8月 31 日の期間に生計維持 者に死別・離婚・暴力等からの 避難等による扶養の異動が発 生した		下記①と②の 両方【原本提出】 ① 「『新たに生まれた子等』の数の申告書(第2版)」 ② 公的証明書類の写し等 (①に記載されたケース「エ」)	・①は本学ウェブサイトからダウンロード・左記の該当する事例については、申請フォームに記載の補足も確認してください。
【給付	奨学金】の申込者のみ回答	してくだる	さい	
10	「Ⅱ-8」で「本人」に 少 し、かつ、大阪大学に入学した日の前1年以内に申込者本人が離職した		② 離職したことがわかる書類	・「生計維持者❶」が「本人」の場合が対象 ・日本学生支援機構 HP からダウンロード https://www.jasso.go.jp/shogakuki n/moshikomi/zaigaku/shingakuma erisyoku.html
【貸与	奨学金】の申込者のみ回答	してくだる	さい	
11	入学時特別増額貸与 奨学金を希望する		① 入学時特別増額貸与奨学金に係る申告書② 融資できない旨を記載した公庫発行の通知文のコピー③ 入学時特別増額貸与奨学金に係る貸与総額増額願④ 入学時特別増額貸与奨学金申込書	・奨学金の申込前に日本政策金融公庫*へ 「国の教育ローン」を申請することが必要 (*日本学生支援機構ではありません) ・①③④は阪大ウェブサイトからダウンロード ・③は第二種又は併用希望者のみ必要 ・④は編入学生のみ必要
12	申請者本人が障がい者 (又は常に就床を要する介護 の必要な人)である		該当者の障がい、要介護度等の事実が確認できる書類)のコピー	(例) ・『障害者手帳』 ・『医師等の証明書』 ・『介護手帳』
	申請者本人、又は生計維持者 に原子爆弾による被爆者がい る		『被爆者健康手帳』のコピー	・左記手帳の交付申請中で、奨学金の申請期間内に提出できない場合は、手帳の交付申請書類一式のコピーを提出・左記手帳を所持せず、交付申請もしていない人は13に該当しません
14	申請者本人又は生計維持者が 1 年(被害が特に著しい場合は 2 年)以内に震災、風水害、火災などの著しい被害を受けた		『権災証明書』のコピー 又は 『被災証明書』のコピー	・自治体へ証明書の発行申請中で、奨学金の 申請期間内に提出できない場合は、発行手 続きを行った際の申請書類一式のコピーを 提出
15	申請者本人が「北海道の区域 外に居住するアイヌの人々」の 認定を受けた		国土交通省が選定した実施機関が発行した 「北海道の区域外に居住するアイヌの人々を対 象とする施策の対象となる者」であることの 『認定書』	・国土交通省が選定した実施機関には 「社団法人北海道アイヌ協会」が該当